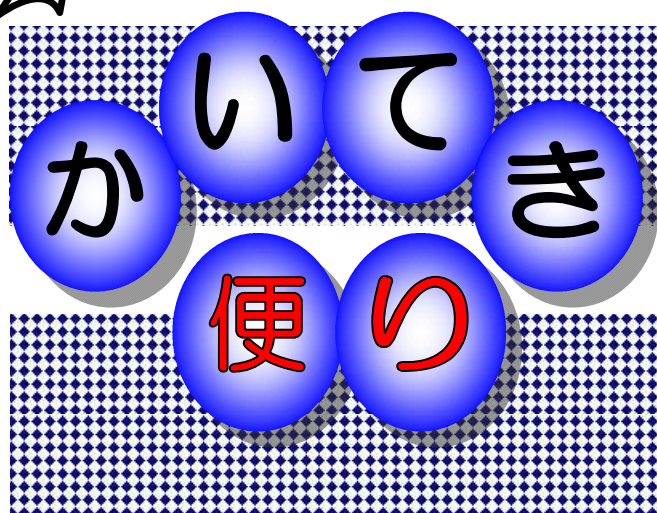


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★



INDEX

- お知らせ
「新年の挨拶」
「平成24年4月1日以降、介護保険の事業所開設を予定している事業者の方へ！」
- 最近の動向
「介護サービス事業所の指定の取消等処分について」

平成24年1月1日発行 第90号

○ 新年の挨拶

お知らせ

事業者の皆様、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、日本は国難と呼ぶべき事態に見舞われました。

こうした状況の中、都は被災地への支援に全力で取り組んでまいりました。事業者の皆様におかれましても被災された方々への支援を積極的に行うとともに、介護職員の派遣等、都の取り組みに多大なご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

介護保険制度については、平成24年4月に介護報酬の改定が予定されており、社会保障審議会介護給付費分科会等において審議が行われてきました。

都は昨年7月、「介護報酬改定に関する緊急提言」を国に対して行い、地域区分の見直しや介護職員の処遇改善に関する見直し等、介護保険が大都市東京の実態に即した制度・サービスになるよう取り組みを進めてきました。

平成24年度介護報酬改定については間もなく、その内容が固まる見込みとなっておりますが、介護と看護を一体的に提供する新サービスの開始等も含め、介護保険制度は大きく変容する年となります。

介護保険が利用者にとってより良い制度となるよう、都も保険者及び事業者の皆様と力を合わせて取り組みを進めてまいりますので、本年もよろしくお願いたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 中山 政昭

お知らせ

○ 平成24年4月1日以降、介護保険の事業所開設を予定している事業者の方へ！

平成24年4月1日以降開設予定の事業者の方は、開設3ヶ月前末日までに「新規指定申請予約申込書」をFAXで東京都福祉保健財団事業者指定室(以下、財団という。)に送信、「指定前研修」(法令遵守の具体的内容、指定申請書作成の注意点等)を受けた後、開設2ヶ月前末日までに「新規指定申請書」を財団に提出していただく方法に変わります。

ホームページに、以下の資料を掲載しましたのでご確認ください。(平成24年3月1日開設の事業所は従来どおりです。)

- ①「新規指定申請予約申込書」
- ②「お知らせ 平成24年4月1日指定事業所から新規指定申請方法が変わります！」
- ③「(参考)平成24年4月1日開設予定の事業所スケジュール」
- ④「新規事業者指定申し込みに関するQ&A」

なお、4月1日開設予定の事業者の方の事前申込期限は、1月末日です。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 介護サービス事業所の指定の取消等処分について

東京都福祉保健局は、平成23年12月2日付で「有限会社ひまわりサービス」(以下「対象法人」という。)が運営する指定(介護予防)通所介護事業所「ひまわりガーデン」(東京都板橋区志村3-26-15)の指定取消、指定(介護予防)訪問介護事業所及び指定居宅介護支援事業所「ひまわりサービス」(東京都板橋区志村3-26-15)の指定の一部効力停止、並びに、指定(介護予防)通所介護事業所「ひまわりホーム」(東京都板橋区蓮根1-12-10)の指定取消処分相当とすることを、決定しました。

なお、それぞれの発効日は指定取消処分が平成23年12月22日、一部効力停止は平成23年12月2日から6か月となります。不正受領額は、約1,007万円。

指定取消及び指定の一部効力停止の処分理由は、以下のとおりです。

1 指定取消:ひまわりガーデン(通所介護、介護予防通所介護)

ア 人員基準違反

- (ア)管理者及び生活相談員が、指定時からの一定期間、配置されていなかった。
- (イ)資格要件を満たす生活相談員を配置していない期間があった。

イ 虚偽の報告

- (ア)1ア(ア)の配置していない期間について、当該従業者に係る虚偽の勤務表を作成し、提出した。
- (イ)1ア(イ)の職員の実際の勤務内容や給与支払額と異なる虚偽の「勤務表」、給与支払額、「賃金台帳」を、報告した。

ウ 虚偽の指定申請

- 1ア(ア)について、事実と異なる申請を行い、法第41条第1項(法第53条第1項)の指定を受けた。

2 一部効力停止:ひまわりサービス(訪問介護、介護予防訪問介護、居宅介護支援)

① 訪問介護及び介護予防訪問介護

ア 人員基準違反

管理者が、隣接等してない指定(介護予防)通所介護事業所の管理業務を行っており、専らその職務に従事していない期間があった。

イ 不正請求

対象法人運営の有料老人ホームに入所中の利用者について、居宅サービス計画に位置付けのない指定訪問介護を提供し、不正に介護報酬を請求し、受領した。

ウ 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為

対象法人運営の有料老人ホームに入所中の利用者について、入院期間中にもかかわらず当該利用者に指定訪問介護を提供したとする架空の「サービス提供記録」及びヘルパーの「勤務表」を作成し、提出した。

② 居宅介護支援

居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為

- (ア) 対象法人運営の指定通所介護事業所における指定通所介護の提供について、必要性を検討せずに、居宅サービス計画に介護報酬の請求が支給限度額内で可能な限りできるように位置づけた。
- (イ) 2①イ等に係るサービス提供について、不適正な給付管理を行っていた。

※ 詳細については、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>事業者に関する情報>廃止・休止・取消事業者一覧

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/haishi/index.html)

【問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290